

# 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり 広島市

## ◆4月下旬以降に提出された異動届出書の反映時期について◆

「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」について、令和8年4月下旬以降に受け付けたものは、令和8年5月中旬頃にお送りする決定通知書に届出内容が反映されていません。そのため、通知書に氏名などが記載されていますが、5月末または6月末に届出内容を反映した変更通知書を送付しますのでお待ちください。

## ◆給与支払報告書の電子データによる提出義務基準の要件変更について◆

令和9年1月提出分から、給与支払報告書の電子データによる提出の基準が「源泉徴収票100枚以上」から「30枚以上」に変更されます。詳細は【裏表紙】を確認してください。

## 【お問合せの前に：混雑回避のお願い】

特別徴収税額の決定通知書の一斉送付後、5月中旬から6月中旬にかけて電話が大変混み合います。お電話の前に、まず以下の自己解決ツールを活用してください。

- ◆ よくあるお問合せ（Q&A）を冊子 15～17 ページと広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）に掲載しています。各種様式のダウンロードもホームページから可能です。

### ■個人市民税（特別徴収）に関するよくあるお問合せ

ページ右上の  検索 から

1025581

検索



### ■個人市民税（特別徴収分）関係届出書等様式

ページ右上の  検索 から

1019093

検索



# 特別徴収義務者 様

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年度の給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務をお願いすることになりましたので、このしおりをご活用の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和8年5月 広島市長  
(財政局税務部市民税課特別徴収係)

## 目 次

特別徴収に関する提出書類のご案内	1
特別徴収税額の通知書について	2
給与からの特別徴収の徹底について	3
給与からの特別徴収の手続	4
特別徴収税額の納入	6
(納入書の再発行について)	6)
退職手当等からの特別徴収の手続	8
eLTAX(地方税ポータルシステム)のご案内	11
異動に関する手続	12
よくあるお問合せ(Q&A)	15
<b>■各種届出書、申請書様式</b>	
各種届出書等の書き方・記入例	18
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	21
特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書	23
普通徴収から特別徴収への切替申請書	25
特別徴収税額通知受取方法変更申出書	27
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	29
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	31
個人番号及び法人番号について	33

## 特別徴収に関する提出書類のご案内

### ■ 従業員（納税義務者）に関する手続

手続	提出書類	詳細・記入例
退職・休職・転勤・死亡などがあつた	特別徴収に係る給与所得者異動届出書	21 ページ 説明：12 ページ 記入例：18・19 ページ
従業員を新しく雇用した・普通徴収（本人納付）から特別徴収（給与天引き）に切り替えたい	普通徴収から特別徴収への切替申請書	25 ページ 説明：14 ページ 記入例：20 ページ

### ■ 給与支払者（特別徴収義務者）に関する手続

手続	提出書類	詳細・記入例
名称や所在地が変わつた・送付先を変更したい	特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書	23 ページ 説明：24 ページ
事業をやめることになった	特別徴収に係る給与所得者異動届出書（対象従業員【全員分】）	21 ページ 説明：13 ページ 記入例：18・19 ページ
会社を合併した・事業主が変わつた	2種類の届出書が必要です。 ① 名称・所在地等変更届出書 ② 異動届出書（対象従業員【全員分】）	21・23 ページ 説明：13・24 ページ 記入例：18・19 ページ

## 特別徴収税額の通知書について

今回送付した通知書などは、次のとおりです。

**特別徴収税額の決定（変更）通知書（以下の①と②の通知書）は再発行できません。紛失・破損などしないよう注意してください。**

### ① 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者（給与支払者）が各納税義務者（給与受給者）の給与から徴収していただく各月の納付額とその合計額を記載した通知書です。

大切に保管してください。

### ② 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）

各納税義務者に市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。

**開封せず、速やかにご本人にお渡しください。**

なお、非課税の方については発行しておりません。

また、課税内容に関する質問などがある場合には、ご本人からお問合せいただくよう案内してください。

### ③ 令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書

毎月の特別徴収税額を納入する際に使用してください。**年の中途中で税額に変更が生じても、新たに納入書は送付しません。金額欄を訂正して使用してください。**訂正方法は、納入書裏面の「納入金額の変更方法について」をご覧ください。

なお、給与支払報告書（総括表）を広島市へ提出された際に、納入書不要を選択された場合は、同封していません。

#### ※eLTAX 利用時の通知書の取扱い

通知書（①、②）の受取方法で「電子データ」を選択された場合は同封していません。eLTAXにてデータをダウンロードしてください。詳細な方法は、eLTAX ホームページに掲載されている「PCdesk マニュアルガイド編（DL版）」を参照してください。

# 給与からの特別徴収の徹底について

## ① 市民税・県民税・森林環境税における特別徴収制度の概要

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、納税義務者の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが法令（地方税法第319条及び321条の4並びに広島市市税条例第45条）により義務付けられています。

広島市では、広島県及び県内すべての市町とともに、納税者間の公平性、納税者の利便性などを確保し、納税忘れなどを防ぐため、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（会社・事業所などの勤務先）を対象に、給与からの特別徴収を徹底しています。

給与からの特別徴収は、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含むすべての給与受給者（従事者など、給与支払者から給与を受ける者）が対象となります。

## ② 普通徴収（本人納付）が認められる場合

上記①のとおり、原則、すべての給与受給者が特別徴収の対象となりますが、例外として、以下の普通徴収切替理由に該当する場合は普通徴収が認められます。

普通徴収切替理由	記号	略号
退職者・5月末日までに退職予定の人（休職者を含む。）	A	退職等
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない人	B	少額
給与が毎月支給されない人	C	不定期
他の事業所から特別徴収されている人（乙欄該当者）	D	乙欄

これらの理由により、特別徴収することができない給与受給者がいる場合は、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を添付するとともに、該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、上記の普通徴収切替理由の記号と略号（例：A退職等）を記入してください。

## ③ 普通徴収が認められる人が特別徴収となっている場合

今回送付した「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書」（以下「特別徴収税額の決定通知書」といいます。）の中に、上記②の「普通徴収（本人納付）が認められる場合」に該当する人が、特別徴収の対象として含まれている場合があります。

理由としては、令和8年度給与支払報告書を提出された際に、①「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」が添付されていなかった、②「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に普通徴収切替理由の記号・略号が記入されていなかったことが考えられます。

該当する人を普通徴収に切り替える場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（21ページ）を提出してください（記入例は19ページ）。

また、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出時期によっては、普通徴収の通知が遅くなる場合がありますので、該当する人にあらかじめお伝えください。

### ① 市民税・県民税（住民税）・森林環境税の給与からの特別徴収のしくみ

市民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれており、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付することとなっています。令和6年度からは、国税である森林環境税も併せて納付することとなりました。

給与からの特別徴収とは、所得税における源泉徴収と同様に、給与支払者が、給与受給者に係る市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から徴収し、納税義務者である給与受給者に代わって、徴収した税額を市町村に納入する制度です。これに対して、本人が納付書又は口座振替などにより納めることを普通徴収といいます。

### ② 特別徴収税額の徴収方法について

特別徴収税額の決定通知書に、各納税義務者に係る各月の納付額（月割額）が記載されていますので、各月の給与の支払の際に、当該月の納付額を徴収してください（〔例〕6月の月割額は、6月に支払われる給与から徴収）。

各月の特別徴収税額は、年税額を6月から翌年5月までの各月で12分割（6月以降に通知する場合は、当該通知に係る特別徴収の開始月から翌年5月までの月数で分割）して算出します。

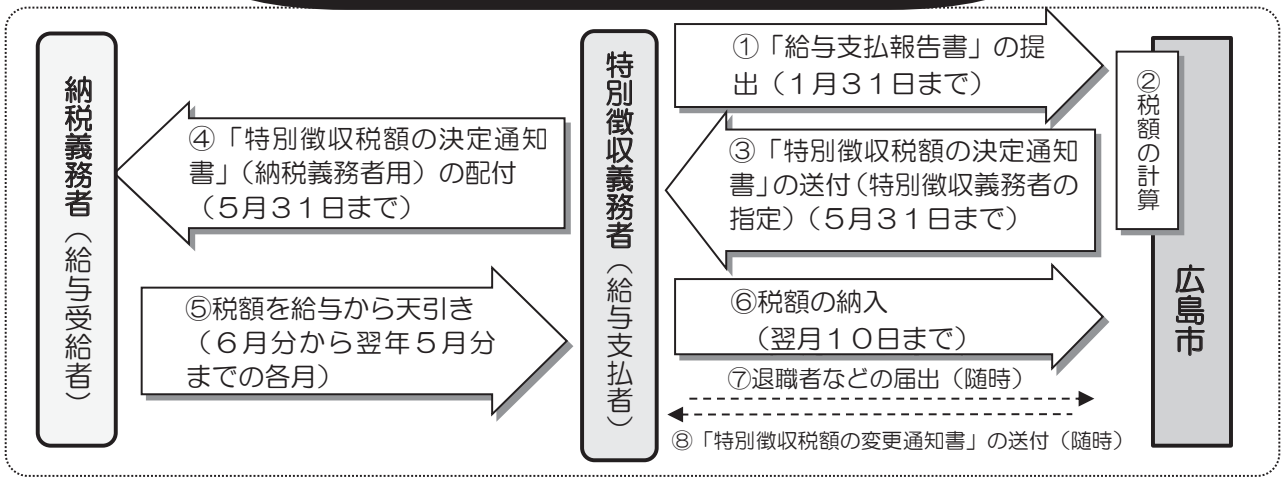
なお、月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は最初に徴収する月に加算します。また、特別徴収税額が5,500円以下の人については、最初に徴収する月にその全額を徴収することになります。

### ③ 特別徴収税額の変更があった場合は、変更通知書を送付します

特別徴収税額の決定通知書を送付した後に、特別徴収税額に変更が生じた場合<sup>※</sup>には、「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」（以下「特別徴収税額の変更通知書」といいます。）を送付します。変更月以降は、「特別徴収税額の変更通知書」に記載された変更後の納付額（月割額）を徴収してください。

- ※
- ・納税義務者が退職した場合
  - ・新たに入社した人を特別徴収へ切り替える手続をされた場合
  - ・申告などにより納税義務者の税額に変更が生じた場合 などです。

## 給与からの特別徴収のしくみ



事務の説明	
① 「給与支払報告書」の提出	所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、1月1日現在に広島市に居住する給与受給者の「給与支払報告書」を広島市に提出してください。
② 税額の計算	提出された給与支払報告書に基づいて、給与受給者の市民税・県民税・森林環境税の税額を計算します。
③ 「特別徴収税額の決定通知書」の送付 (特別徴収義務者の指定)	広島市から給与支払者(特別徴収義務者に指定)あてに「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」を送付し、年税額と月割額(毎月、給与から天引きする税額)を通知します。
④ 「特別徴収税額の決定通知書」(納税義務者用)の配付	上記③で送付した「特別徴収税額の決定通知書」(納税義務者用)は未開封のまま該当の納税義務者に渡してください。
⑤ 税額を給与から天引き (6月分から翌年5月分までの各月)	通知した月割額(6月分から翌年5月分まで)を、各納税義務者の当該月割月に支払われる給与から天引きしてください。なお、特別徴収税額が5,500円以下の場合、開始月1回のみ徴収となります。
⑥ 税額の納入 (翌月10日まで)	各納税義務者の月割額をまとめて、金融機関などで納入してください。納期限は、徴収した月の翌月10日(土曜日、日曜日、祝日又は休日)に当たる場合には、その翌日)です。
⑦ 退職者・休職者などの届出 (随時)	退職・転勤などにより給与の支払を受けなくなり特別徴収できなくなった納税義務者がいる場合には、特別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を広島市へ提出してください。
⑧ 「特別徴収税額の変更通知書」の送付 (随時)	「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出などにより特別徴収税額に変更が生じた場合は、月末に「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、特別徴収する税額を変更してください。

## ① 納入方法（納入書・eLTAX）

徴収した納付額については、同封の「納入書」を使用し、以下の金融機関などの窓口で納入してください。

また、eLTAXの地方税共通納税システムを利用することで、全国の市町村に対し、特別徴収税額を一括して電子納税することも可能です（11 ページ参照）。

### 納入場所

#### (1) 全店舗

（銀行）広島、伊予、愛媛、山陰合同、四国、中国、鳥取、  
西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、  
もみじ、山口

（信用金庫）呉、広島

（信用組合）広島県、広島市、広島商銀

（農業協同組合）ひろしま、広島市

（その他）中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

#### (2) 広島県内の店舗

（銀行）福岡

（信用組合）朝銀西

#### (3) 山口県内の店舗

（銀行）西京

#### (4) 中国5県内のゆうちょ銀行（郵便局含む。）

#### (5) 中国5県外の指定されたゆうちょ銀行（郵便局含む。）

※31 ページの「指定通知書」に納入先の店舗名を記入のうえ、最初に納入される  
際、当該店舗に提出してください。

#### (6) 広島市役所

市民税課、市税事務所・税務室、出張所、収納対策部

※ 納入場所の名称は、令和8年4月1日現在のものです。その後、名称などの変更がある場合は読み替えてください。

## ② 納入書の再発行について

納入書を紛失・汚損・書き損じなどで修正できない場合は、インターネットで再発行申請が可能です。

「広島市オンライン手続ポータルサイト」で「特別徴収 納入書」と検索し、申請してください。また、下記 QR コードから直接申請ページへアクセスできます。

申請には、特別徴収義務者指定番号・事業者名・連絡先が必要です。

オンライン手続が難しい場合は、市民税課特別徴収係まで電話で依頼してください。



### ③ 納期限（期限厳守のお願い）

徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。納期限が土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日が納期限となります。

なお、納期の特例の承認を受けた場合の納期限は、下記④のとおりです。

納期限後に納入された場合は延滞金が加算されることがありますので、納期限までに必ず納入してください。

### ④ 納期の特例について

納期の特例とは、特別徴収義務者の事務負担軽減のため、毎月徴収した月割額を、年 2 回にまとめて納入できる制度です。

徴収月	納期限	使用する納入書
令和 8 年 6 月分から 令和 8 年 11 月分まで	令和 8 年 12 月 10 日	11 月分
令和 8 年 12 月分から 令和 9 年 5 月分まで	令和 9 年 6 月 10 日	5 月分

#### 適用要件と申請方法

- 給与の支払を受ける人が常時 10 人未満\*であること、市税の滞納がないことなどが要件となります。
- 特例の適用を受けるには、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」（29 ページ）を提出し、承認を得る必要があります。
- 承認を得た特別徴収義務者については、取消の通知がない限り、その後も毎年引き続いて納期の特例の適用を受けることができます。

※ 「常時 10 人未満」とは、多忙な時期などに臨時に雇い入れた人を除いた人数が 10 人に満たないことをいいます。

### ⑤ 延滞金の計算方法

**延滞金＝税額×延滞日数×延滞金の割合÷365 日（うるう年でも 365 日で計算します）**

（1）税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金は加算されません。

（2）税額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて 1,000 円単位で延滞金の計算を行います。

（3）計算した延滞金額が 1,000 円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

（4）計算した延滞金額が 1,000 円以上で、その延滞金額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

#### 延滞金の割合

納期限の翌日から 1 か月を過ぎるまでの期間は年 7.3%（各年の延滞金特例基準割合\*が年 7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合（上限は年 7.3%）となります。令和 8 年中の割合は年 2.8%です。）、それ以後は年 14.6%（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合となります。令和 8 年中の割合は年 9.1%です。）の割合で課されます。

※ 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合に、1%の割合を加算した割合をいいます。

## 退職手当等からの特別徴収の手続

### ① 退職手当等に係る市民税・県民税

退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分し、退職手当等が支払われる際にその支払者が税額を計算し、支払金額から計算した税額を差し引いて支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職手当等の支払を受ける者の住所地の市町村へ納入することとされています。

### ② 納入方法

退職手当等に係る市民税・県民税は、徴収した月の**翌月10日**（その日が土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。

納入の際は、「納入書」と同一用紙になっている**「市民税・県民税納入申告書」**（納入済通知書の裏面）に必要事項を忘れずに記入してください（10ページ参照）。

### ③ 特別徴収をする必要がない場合

- 退職手当などの収入金額が退職所得控除額より少ない場合
- 退職所得などの支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- 退職所得などの支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない場合
- 死亡により支払われる退職手当などを受給される場合（相続税法の規定により相続税の対象となり、退職所得に対する分離課税に係る所得割が課税されません）

### ④ 提出書類

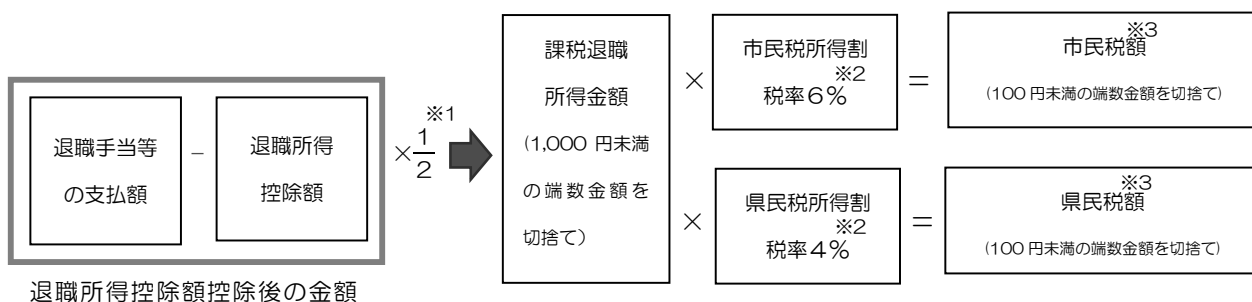
<b>納入申告書</b>	退職手当に係る市民税・県民税が課税される場合は、納入時に記載してください（10ページ参照）。課税されない場合は提出不要です。
--------------	--

### 特別徴収票（源泉徴収票と同一用紙）の提出は不要になりました。

令和7年度税制改正により、令和8年1月1日以後に支払われる退職手当等については、役員・従業員を問わず、すべての受給者について「特別徴収票」を市町村へ提出することとされましたが、令和8年度税制改正により、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの当分の間は、経過措置として市町村への提出を省略することができます（法人の役員分を含む）。

## ⑤ 税額の計算方法

退職手当等に係る市民税・県民税の計算方法は、次のとおりです。



※1 役員等（①法人税法第2条第15号に規定する役員、②国会議員及び地方議会議員、③国家公務員及び地方公務員をいいます。）としての勤続年数が5年以下の人に対して、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

勤続年数5年以下の役員等以外の人に退職手当等を支払う場合、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

※2 指定都市の区域内に住所を有する納税義務者に係る総合課税分の所得割の税率は、市民税8%、県民税2%ですが、退職所得の分離課税に係る所得割の税率は、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、市民税6%、県民税4%としています。

※3 端数処理をするため、市民税・県民税は必ず分けて計算してください。

### 《退職所得控除額の計算方法》

勤続年数 <sup>※1</sup>	退職所得控除額 <sup>※2</sup>
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は、80万円）
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※1 1年未満の端数は1年に切り上げます。

※2 受給者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、表の金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

⑥ 「納入書」、「市民税・県民税納入申告書」の書き方

広島市から送付した「納入書」右端の「納入済通知書」裏面は「市民税・県民税納入申告書」になっています。

退職手当等に係る市民税・県民税を納入する際は、表面の「納入書」の「退職所得分」の欄に徴収した金額を記入（領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。）したうえで、裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。

「市民税・県民税納入申告書」が別途必要な場合は、広島市役所税務部市民税課特別徴収係まで連絡してください。

≪「納入書」の記入例≫

		納入金額(1)								
		1520000円								
納 入 金 額	給与分 一括徴収 分を含む				1	5	2	0	0	0
	退職 所得分				1	3	6	0	0	0
	延滞金									
	合計額				2	8	8	0	0	0

印字済の税額を2本線で抹消（訂正印不要）し、「給与分」の欄に記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税の合計金額を記入してください。

給与分に退職所得分を加えて「合計額」の欄に記入してください。

≪「市民税・県民税納入申告書」の記入例≫

<b>市民税 納入申告書</b> <b>県民税</b>																								
広島市長 令和8年9月10日 提出																								
										令和8年8月分		人員	1											
退職手当等支払金額													1	4	2	2	3	6	3	2				
特別 徴 収 税 額	市民税																8	1	6	0	0			
	県民税																				5	4	4	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																								
(特別徴収義務者)										(受付印)														
住所 〒730-8586 又は 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 所在地 氏名 株式会社 ○○ 又は 名称																								
法人番号 000000000000000000000000																								

退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した人員を記入してください。

人員欄に記入した人に対して支払った退職手当等の合計金額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税のそれぞれの金額を記入してください。

①法人の場合は、番号法に基づく法人番号(13ケタ)を記入してください。  
②個人事業者の場合は空欄としてください。

## eLTAX（地方税ポータルシステム）のご案内

eLTAX（地方税ポータルシステム）とは「給与支払報告書」・「給与所得者異動届出書」などの地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

事務所や自宅のパソコンなどから申告や納税が可能で、業務の効率化に繋がります。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



### ① eLTAXで提出できる特別徴収関連の届出書等

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・普通徴収から特別徴収への切替申請書
- ・特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
- ・退職所得分の市民税・県民税納入申告書

### ② 給与支払報告書のeLTAXによる提出基準

前々年における給与所得の源泉徴収票の務署へ提出すべき枚数が **30枚以上(改正前:100枚以上)**であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

例えば、令和7年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚以上の場合、令和9年1月の給与支払報告書は、eLTAX 又は光ディスク等により提出する必要があります。詳しくは裏表紙を確認してください。

### ③ 特別徴収税額通知の電子データでの受取方法

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出した方のうち、「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の受取方法について、電子データを選択された場合には、eLTAXで通知データをお送りしています。

「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」も同様です。ただし、納税義務者用の電子データ送信にあたっては、受給者番号が必須です。給与支払報告書や異動届出書等の提出の際には必ず記入してください。受給者番号が未記載など確認できない場合は、書面で送付します。

### ④ 電子納税

eLTAXによる電子納税を利用するには、事前にeLTAXで利用届出を行う必要があります。利用届出手続終了後、納付情報の発行依頼を行い、発行された納付情報をもとにインターネットバンキング、ダイレクト納付<sup>\*</sup>、ATM、またはクレジットカードで納入してください。**電子納税を利用すれば、1回の操作で複数の地方公共団体へまとめて納入が可能です。**

<sup>\*</sup> ダイレクト納付とは、事前に登録した口座より直接引き落としを行う納付方法です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人による納入も可能です。

## 異 動 に 関 す る 手 続

### ① 特別徴収の対象となっている従業員が退職、転勤などで異動した場合

特別徴収の対象となっている従業員（非課税の人を含みます。）が退職、休職、転勤、死亡などにより、給与の支払を受けなくなった場合は、事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）を提出してください。

「異動届出書」の提出が遅れると、当該従業員に係る特別徴収義務が継続したままとなり、滞納として取り扱われ、督促状などが送付されることがあります。

**異動が発生した場合は速やかに提出してください。**

#### ≪異動後の未徴収税額の徴収方法について≫

	退職・休職など		転勤・転職など
	令和8年6月1日～ 12月31日まで	令和9年1月1日～ 4月30日まで	
未徴収税額の 徴収方法	普通徴収（本人納付） → (1) へ  一括徴収 → (2) へ	必ず一括徴収 ※ → (2) へ	特別徴収継続 → (3) へ

※ 退職後、5月31日までに支払予定の給与および退職手当等の合計額が未徴収税額以下である場合に限り、普通徴収への切替えが可能です。

#### (1) 普通徴収（本人納付）の場合

給与の支払を受けなくなった後の月割額の合計金額（未徴収税額）は、普通徴収（本人による納付）になります。普通徴収の納期は年4回（6月・8月・10月・12月）のため、納付回数は退職・休職などの異動届出書の提出時期により、4回、3回、2回又は1回のいずれかになります。

**令和8年9月11日以降に「異動届出書」を受け付けた場合、普通徴収の納期は原則1回のみとなります。この点については、必ず納税義務者に説明してください。**

⇒「異動届出書」の記入例…18ページ上段

【(ア) 未徴収税額を普通徴収（本人納付）へ切替え】参照

#### (2) 一括徴収の場合

給与の支払を受けなくなった後の月割額の全額をその給与や退職手当等から一括で徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。**死亡退職や、給与などの支給額が徴収税額に満たない場合は、一括徴収できません。**

⇒「異動届出書」の記入例…18ページ下段

【(イ) 未徴収税額を一括で徴収】参照

### (3) 異動後の勤務先で特別徴収を継続する場合

異動前の勤務先（旧勤務先）で徴収することができなくなった月割額を、引き続き異動後の勤務先（新勤務先）で特別徴収を継続することができます。\*

⇒「異動届出書」の記入例…19 ページ上段【(ウ) 特別徴収の継続】参照

※ 異動前の勤務先（旧勤務先）の担当者は、異動後の勤務先（新勤務先）の担当者に月割額などを連絡したうえで、「異動届出書」の「新しい勤務先」欄の名称、所在地、特別徴収義務者指定番号、受給者番号、法人番号、電話番号、担当者名、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

### ② 令和8年中の給与支払報告書提出後、「特別徴収税額の決定通知書」の送達前に退職、転勤などの異動が生じた場合

令和8年中の給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職などにより令和9年6月以降の特別徴収ができなくなる場合は、**令和9年4月15日までに、「給与支払報告に係る異動届出書」を提出**してください。

※ 転居などにより**従業員の令和8年1月1日現在の住所地の市町村と令和9年1月1日現在の住所地の市町村が異なる場合には、両方の市町村へ「異動届出書」の提出が必要**です。

(例) 令和8年10月に〇〇市から広島市へ転入し、令和9年3月31日に退職

令和8年度の 特別徴収	令和9年度の 給与支払報告書	「異動届出書」の提出方法		
		提出先	提出書類	提出期限
〇〇市で 特別徴収	広島市へ 提出済	〇〇市	特別徴収に係る異動届出書	令和9年4月9日
		広島市	給与支払報告に係る異動届出書	令和9年4月15日

### ③ 休業や解散などにより特別徴収できなくなる場合や、所在地・送付先が変わった場合

休業・解散・合併などにより、特別徴収できなくなる場合や特別徴収義務者を変更する場合は、**特別徴収の対象となっている従業員全員（非課税の人も含む）について「異動届出書」を提出**してください。

また、事業所の所在地や特別徴収税額の決定・変更通知書の送付先などが変更となった場合は、「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」（23 ページ）を速やかに提出してください。

#### ④ 提出した「異動届出書」の内容が誤っていた場合

正しい内容の「異動届出書」を作成し、届出書の右上の欄外に「訂正分」と朱書きのうえ、速やかに再提出してください。

#### ⑤ 就職などに伴い普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

市民税・県民税・森林環境税の納税方法が普通徴収になっている従業員を特別徴収へ切り替える場合は、「普通徴収から特別徴収への切替申請書」（25 ページ）を提出してください（記入例は 20 ページ）。

#### ※ 提出時の注意点

- ・普通徴収の納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替えができません。
- ・随時分については、2月随時分まで切替えが可能です。3月随時以降分は、納期限にかかわらず切替えできません。
- ・普通徴収の納付方法が口座振替になっている人は、納期限直前の提出では切替えができません。
- ・65 歳以上の人の公的年金等に係る雑所得に対する税額は、切替えができません。
- ・月割額は、特別徴収税額の決定・変更通知書にて確認してください。事前の電話連絡などでのお知らせはできません。
- ・切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。

### 外国人を雇用する特別徴収義務者の方へ（お願い）

外国人の従業員が退職後に出国（帰国など）される場合は、以下の点について留意していただき、従業員への案内をお願いします。

#### 1. 納税管理人の選任について

外国人従業員が出国（帰国など）する際は、日本国内に居住する人を「納税管理人」※として定め、出国前に申告・申請してください。年の途中で出国しても、市民税・県民税・森林環境税の納税義務はなくなりません。

#### 2. 住民税の一括徴収について

外国人の従業員が退職後に出国する場合は、退職時の給与や退職金から住民税を一括徴収により納入することを説明していただき、納税しないまま出国（帰国など）することのないよう、ご協力をお願いします。

※ 納税管理人とは、海外への出国などの理由により、納税義務者に代わり納税通知書などの受領や税額の納付など、納税に係る事務を管理する人のことです。

納税管理人の申告・申請などは、お住まいの区を担当する市税事務所・税務室で行ってください。

① 税額通知書に関すること……………

**Q1** すでに退職している従業員が税額通知書に載っています。

A1 退職した人について「異動届出書」を広島市へ提出してください。  
後日、異動届出書の内容を反映した税額通知書をお送りします。  
なお、税額通知書は毎月下旬に発送しています。  
→記入例 18 ページ、様式 21 ページ

**Q2** 退職した従業員の異動届出書を提出したが、税額通知書に載っています。

A2 異動届出書を広島市に提出されている場合、受け付けた時期により税額通知書に反映されないことがあります。  
**令和8年4月下旬以降に受け付けた異動届出書については当初（令和8年5月中旬頃）にお送りした税額通知書には届出の内容が反映されていません。**  
5月末又は6月末に、異動届出書の内容を反映した税額通知書を送付します。

**Q3** 税額通知書が事業所に届きません。

A3 給与支払報告書の提出期限（2月2日）を過ぎて提出された場合は、当初の税額通知書の送付（5月中旬頃）に間に合わない場合があります。  
なお、広島市に給与支払報告書を提出されていない場合は、速やかに提出してください。

**Q4** 給与支払報告書を提出したが、税額通知書に載っていない従業員がいます。

A4 市民税・県民税・森林環境税は1月1日にお住まいの市町村で課税することとされています。従業員が1月1日時点で広島市以外の市町村にお住まいであることが判明した場合は、広島市に提出された給与支払報告書を、該当の市町村へ回送しています。従業員の1月1日時点でのお住まいを確認してください。

**Q5** 特別徴収が行えない従業員が、特別徴収の対象として通知されました。

A5 3ページの「普通徴収（本人納付）が認められる場合があります」の普通徴収切替理由に該当する従業員については普通徴収に切り替えることができます。該当する人について、「異動届出書」を広島市に提出してください。  
→記入例 19 ページ下段、様式 21 ページ

**Q6 税額通知書の送付先を変更してほしい。**

A6 「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を広島市に提出してください。 →様式23ページ

**② 特別徴収義務に関すること**

**Q7 なぜ特別徴収を行わなければいけないのですか。従業員が普通徴収を希望しているので、普通徴収に切り替えてもいいですか。**

A7 所得税の源泉徴収義務ある事業主（給与支払者）は従業員（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが法令（地方税法第319条及び第321条の4並びに広島市市税条例第45条）により義務付けられています。

前年中に給与の支払いを受けていた従業員で、4月1日現在、給与の支払を受けている従業員の市民税・県民税・森林環境税は、原則、特別徴収してください。

**事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。**

**③ 特別徴収税額の納入に関すること**

**Q8 税額通知書が届いたが、納入書が同封されていません。**

A8 給与支払報告書（総括表）を広島市へ提出された際に、納入書不要を選択されている場合は納入書を同封しておりません。

必要な場合は納入書を発行しますので、広島市まで連絡してください。

また、年の途中で税額が変更となっても、変更後の納入書は送付しておりません。納入書の金額を訂正して使用してください。

訂正方法は、納入書裏面に記載していますので、確認してください。

**Q9 特別徴収税額は、口座振替やスマホアプリで納入できますか。**

A9 特別徴収税額は、従業員の異動などにより毎月の納入額に変動があるため、口座振替やクレジットカード、スマホアプリでの納入は実施しておりません。お手数ですが、金融機関などでの納入をお願いします。

なお、eLTAXを利用した電子納税を利用すれば、ダイレクト納付やクレジットカードでの納入が可能となり、1回の操作で複数の地方公共団体へ納付することができます。是非ご検討ください（11ページ参照）。

また、各金融機関でインターネットバンキングなどを利用した納入サービスを提供している場合があります。各金融機関に確認してください。

**Q10 税額を誤って納入してしまった。どうすればいいですか。**

A10 (1) 多く納入してしまった場合

還付を受けるか、納期が未到来の月割額に充当することが可能です。希望する場合は、その旨を連絡してください。

## **(2) 少なく納入してしまった場合**

当初に送付した納入書の後ろに納入金額欄が空欄となっている納入書が付いていますので、差額分の金額を記入して納入してください。

翌月以降の納入額に上乗せして納入し、少なく納入した月割額への充当を希望される場合には、その旨を連絡してください。

納入時期によっては督促状が届いたり、延滞金が発生する場合がありますので注意してください。

### **Q11 督促状が届いた。どうすればいいですか。**

A11 納期限までに特別徴収税額を納入していなかったり、納入額に不足がある場合は、督促状を送付しています。

なお、納入の確認ができるまでに10日程度かかる場合があります。

そのため、納期限以降に納入されると、納入が確認できず行き違いで督促状が届いてしまうことがあります。

行き違いを避けるためにも、納期限内の納入に協力をお願いします。

納期限までに納入したにも関わらず、督促状が届いた場合は、以下の点について確認をお願いします。

#### **(1) 納入金額の誤りである場合**

- 最新の税額通知書の月割額で納入していないことが考えられます。特別徴収税額の変更通知書が届いていないか確認してください。

#### **(2) 「異動届出書」を提出していなかった退職者などがいた場合**

- 速やかに「異動届出書」を提出してください。  
記入例 18～20 ページ、様式 21 ページ

不足税額用の納入書は送付しておりません。当初に送付した納入書の後ろに納入金額欄が空欄のものを付けていますので、差額分の金額を記入して納入してください。

翌月以降の納入額に上乗せして納入し、少なく納入した月割額への充当を希望される場合には、その旨を連絡してください。なお、納入時期によって延滞金が発生することがありますので注意してください。

## **④ その他.....**

### **Q12 従業員が年の中途で引越しをした場合、納税はどうなるのですか。**

A12 年の中途で他市町村に引越しをされても、令和8年度分の納税は、従業員の令和8年1月1日時点でお住まいの市町村に納めてください。

① 「異動届出書」について

(ア)未徴収税額を普通徴収(本人納付)へ切替え

退職日が5月1日~12月31日又は死亡退職の場合

【例】6月分から9月分まで特別徴収(給与天引き)し、10月分から普通徴収(本人納付)に切り替える場合

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

受付印

〒000-0000  
所在地(住所) 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ コクタイシ ハナコ

名称(氏名) 〇〇株式会社

特別徴収義務者  
法人番号 123456789  
氏名 給与係  
住所 〇〇〇〇  
電話番号 082-000-0000

給与所得者  
氏名 国森寺 花子  
生年月日 平成2年11月3日  
個人番号 123456789012  
受給者番号 1  
1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇番〇号  
異動後の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

特別徴収税額(年税額) 33,000 円  
徴収済額 11,400 円  
未徴収税額(ア)-(イ) 21,600 円  
異動年月日 8年1月1日  
異動の事由 1. 退職  
2. 転勤  
3. 休職・長欠  
4. 死亡  
5. 支払少額・不定期  
6. 退職手当  
7. 合併・解散  
8. 住所変更

1. 特別徴収継続の場合(次の勤務先の担当者に連絡をし、情報共有したうえで提出してください。)

特別徴収義務者  
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
所在地(住所) 〒  
フリガナ  
名称(氏名)

2. 一括徴収の場合

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出がないため  
2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  
3. 死亡による退職であるため

「3」を記入してください。

普通徴収とする理由を記入してください。

「3」を記入してください。

納入する月を必ず記入してください。

(イ)未徴収税額を一括で徴収(給与が少額で徴収できない場合は(ア)で提出してください。)

退職日が1月1日~4月30日、それ以外の退職日だが本人の申出がある場合

【例】6月分から8月分まで各月で徴収し、9月分以降を一括で徴収し、納入する場合

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

受付印

〒000-0000  
所在地(住所) 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ コクタイシ ハナコ

名称(氏名) 〇〇株式会社

特別徴収義務者  
法人番号 123456789  
氏名 給与係  
住所 〇〇〇〇  
電話番号 082-000-0000

給与所得者  
氏名 国森寺 花子  
生年月日 平成2年11月3日  
個人番号 123456789012  
受給者番号 1  
1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇番〇号  
異動後の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

特別徴収税額(年税額) 44,000 円  
徴収済額 11,600 円  
未徴収税額(ア)-(イ) 32,400 円  
異動年月日 8年1月1日  
異動の事由 1. 退職  
2. 転勤  
3. 休職・長欠  
4. 死亡  
5. 支払少額・不定期  
6. 退職手当  
7. 合併・解散  
8. 住所変更

1. 特別徴収継続の場合(次の勤務先の担当者に連絡をし、情報共有したうえで提出してください。)

特別徴収義務者  
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
所在地(住所) 〒  
フリガナ  
名称(氏名)

2. 一括徴収の場合

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出がないため  
2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため  
3. 死亡による退職であるため

「2」を記入してください。

納入する月を必ず記入してください。

(ウ)特別徴収の継続

転勤、転職などにより特別徴収義務者が変更となる場合

【例】9月分まで特別徴収し、退職後、10月分から新しい勤務先で特別徴収する場合

**給与支払報告に係る給与所得者異動届出書**  
**特別徴収**

受付印

〒000-0000 所在地(住所) 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

特別徴収義務者 123456789  
指定番号

宛名番号 /

フリガナ 〇〇株式会社

所属 給与係

氏名 〇〇〇〇

個人番号 082-000-0000  
内線( )

令和 年 月 日 提出

フリガナ コクタイジ ハナコ

氏名 国泰寺 花子

生年月日 平成2年11月3日

特別徴収税額(年税額) (ア) 徴収済額 (イ) 徴収済額 (ア)-(イ)

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

受給者番号 /

1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇番〇号

異動後の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

55,000 円 19,000 円 36,000 円

6 月分から 70 月分から 8 年 2 1. 退職  
9 月分まで 5 月分まで 9 月 2. 転勤・長欠  
30 日 9 月 3. 休職・長欠  
4. 死亡  
5. 支払少額・不定期  
6. 乙欄該当  
7. 合併・解散  
8. 住所異動

1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合(次の勤務先の連絡をし、情報共有したうえで提出してください。)

特別徴収義務者 999999999 新設 法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

新しい勤務先へは、月割額 4,500 円を  
10 月分(翌月10日納入期限分)から  
徴収・納入するよう連絡済みです。

所在地(住所) 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ 〇〇ユウゲンガイシャ

名称(氏名) 〇〇有限公司

担当者連絡先 給与係

氏名 〇〇

電話番号 082-000-0000  
内線( )

12345

2. 一括理由

3. 普通理由

必ず特別徴収継続先の事業所(新しい勤務先)に月割額及び特別徴収の開始月を連絡してください。  
また、新しい勤務先が納税義務者用の特別徴収税額通知の受取方法について電子データを選択している場合は、受給者番号を確認して記入してください。

(エ)普通徴収切替理由該当による普通徴収への切替え

【例】給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない場合

**給与支払報告に係る給与所得者異動届出書**  
**特別徴収**

受付印

〒000-0000 所在地(住所) 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

特別徴収義務者 123456789  
指定番号

宛名番号 /

フリガナ 〇〇株式会社

所属 給与係

氏名 〇〇〇〇

個人番号 082-000-0000  
内線( )

令和 年 月 日 提出

フリガナ コクタイジ ハナコ

氏名 国泰寺 花子

生年月日 平成2年11月3日

特別徴収税額(年税額) (ア) 徴収済額 (イ) 徴収済額 (ア)-(イ)

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

受給者番号 /

1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇番〇号

異動後の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

66,000 円 66,000 円

6 月分から 5 月分まで 5 年 3 1. 退職  
2. 転勤・長欠  
3. 休職・長欠  
4. 死亡  
5. 支払少額・不定期  
6. 乙欄該当  
7. 合併・解散  
8. 住所異動

1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合(次の勤務先の連絡をし、情報共有したうえで提出してください。)

特別徴収義務者 新設 法人番号

新しい勤務先へは、月割額 円を  
月分(翌月10日納入期限分)から  
徴収・納入するよう連絡済みです。

所在地(住所)

フリガナ

名称(氏名)

2. 一括理由

3. 普通理由

該当する普通徴収切替理由に該当する番号を記入してください。

1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) ★左記の一括徴収した税額は、月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

1. 異動が令和 8年12月31日までに、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年8月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

(オ)住所誤報

給与支払報告書の提出後に、1月1日現在の住所が広島市以外であったことが判明した場合

【例】令和8年度の給与支払報告書を広島市へ提出したが、その後令和8年1月1日の住所が

××市であったことが判明した場合

**給与支払報告書 特別徴収**

(宛先) 広島市長 令和 年 月 日提出

〒000-0000 広島市中区000町0丁目0番0号

フリガナ コクタイジ ハナコ

フリガナ カブシキカイシャ00

名称(氏名) 株式会社00

個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特別徴収義務者指定番号 123456789

宛名番号 7

所属 給与係

氏名 0000

氏名 国泰寺 花子

生年月日 平成2年11月3日

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

受給者番号 1

1月1日現在の住所 XXX市XX区XX町X番X号

特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収税額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)

異動年月日 異動月 異動日

徴収方法

1. 特別徴収継続 (本人納付)

2. 一括徴収 (本人納付)

3. 普通徴収 (本人納付)

1月1日現在の正しい住所を記入してください。また、正しい住所地の市町村に給与支払報告書を提出してください。

1. 特別徴収継続の場合 (勤務先の担当者に連絡をし、情報共有したうえで提出してください。)

2. 一括徴収の場合

理由  1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3. 普通徴収の場合

理由  1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

② 「普通徴収から特別徴収への切替申請書」について

**普通徴収から特別徴収への切替申請書**

(宛先) 広島市長 令和 年 月 日提出

〒000-0000 広島市中区000町0丁目0番0号

フリガナ カブシキカイシャ00

名称(氏名) 株式会社00

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

所属 給与係

氏名 0000

電話 082-000-0000

特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9

氏名 国泰寺 花子

生年月日 平成2年11月3日

住所 広島市中区000町0丁目0番0号

受給者番号 12345

届出理由  本人希望  入社  その他

給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」にある通知書番号をご記入ください

通知書番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

特別徴収開始予定月 10月

切替の開始を希望する期別について、第1・2・3・4期、随時1・2月以降分を希望する月分を記入してください。

開始予定月の前月10日までが提出期限となります。詳しくは切替申請書の裏面を確認してください。

【例】普通徴収第2期以降分を10月分(11月10日納期限分)から切替を希望する場合

通知書がお手元にない場合は、空欄のまま提出してください。

切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円

全納(有・無) 他社T 賦課無

宛名無 他市 新年度のみ

**給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

受付印  
  
(宛先) 広島市長  
令和 年 月 日提出

	(特異給与別徴収者)	所在地 (住所) フリガナ	特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 番号	内線 ( )
		フリガナ	宛名番号	所 属	
		名称 (氏名)	担 当	氏 名	
		個人番号 又は法人番号	先 者	電 話	
給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
フリガナ				1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 乙欄該当 7. 合併・解散 8. 住所異報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
氏 名				年 月 日	
生年月日	年 月 日	月 分 円	月 分 円	年 月 日	
個人番号 (マイナンバー)		月 分 円	月 分 円	年 月 日	
受給者番号		円	円		
1月1日現在の住所		円	円		
異動後の住所		円	円		

1. 特別徴収継続の場合 (次の勤務先の担当者に連絡をし、情報共有したうえで提出してください。)

特別徴収義務者 指定番号	法人番号	新 規	月 分 (翌月10日納入期限分) から	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を
所在地 (住所)	担 当 者	所 属 氏 名	月 分 (翌月10日納入期限分) から	徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ	連 絡 先	電 話		
名称 (氏名)		内 線 ( )	受給者番号 (記入必須の場合あり)	

(受給者番号について) 新しい勤務先が納税義務者用の特別徴収税額通知の受取方法について電子データを選択している場合、記入必須です。

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	★左記の一括徴収した税額は、
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 分 (翌月10日納入期限分) で	納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください (死亡退職等の場合を除きます)。

# 記 入 要 領

## 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、広島市に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がいる場合に**4月15日**までに提出してください。

## 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合に**その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに**提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税・森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**個人番号又は法人番号**」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**特別徴収義務者指定番号**」欄には、届出書を提出する広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**宛名番号**」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「**個人番号**」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「**受給者番号**」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「**異動後の住所**」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「**異動後の未徴収税額の徴収方法**」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必ず要事項を記載してください。なお、**新しい勤務先へ特別徴収の月額額と開始月を選択している場合、新しい勤務先の「受給者番号」の欄は記入必須です。**

(2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに広島市から指定されたことがない場合にあつては、「新規」を○で囲んでください。

11 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(注) **★印の一括徴収した税額の納入月は必ず記入してください。**

12 ※印の欄は、記載しないでください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課（本庁舎8階）

電話 特別徴収係（082）504-2089（直通）

受付印

# 特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

特別徴収義務者 長 市 島 市	名称 (氏名)	所属	特別徴収義務者指定番号
	所在地 (住所)		
令和 年 月 日 提出	法人番号	担当者 氏名	
		電話	

## 1 変更理由等

<p>該当する項目に☑してください。</p> <p>(1) 名称変更</p> <p><input type="checkbox"/> ① 社名変更</p> <p><input type="checkbox"/> ② 法人成りまたは個人事業化</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 合併</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 旧社名の法人は登記上存続し、社名変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 旧社名の法人は登記上解散し、合併された</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 分割</p> <p>(2) 所在地変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 事務所等の移転(本店登記変更あり)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 事務所等の移転(本店登記変更なし)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 送付先変更</p> <p>(3) その他</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 特別徴収事務の一本化</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 個人事業主の変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ その他</p> <p>[ ( ) ]</p> <p>※ ②、⑤、⑥、⑩、⑪に該当する場合、特別徴収として通知している従業員の方について、原則として「給与所得者異動届出書」(転勤・退職等)の提出が必要です。</p>	<p>変更年月日</p> <p>年 月 日</p> <p>備考</p>
--	-------------------------------------

## 2 変更事項 (変更された事項のみ記入してください。誤読を避けるため、フリガナを必ず記入してください。)

事項	変更前	変更後
フリガナ		
名称 (氏名)		
フリガナ		
所在地		
法人番号		
電話番号		

記入に当たっては、裏面の記入要領を御覧ください。

## 記入要領

- 1 この届出書は、特別徴収義務者の名称・所在地等に変更があった場合、速やかに提出してください。  
(ただし、代表者のみの変更の場合は、届出の必要はありません(個人事業主を除きます)。)
- 2 「特別徴収義務者」欄には、変更前の名称・所在地を記入してください。
- 3 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記入してください。**なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。**
- 4 「担当者」欄には、この届出書について応答される方の連絡先等を記入してください。
- 5 「特別徴収義務者指定番号」欄には、この届出書を提出される時点で使用している特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- 6 「変更理由等」欄には、該当する変更理由の□にチェックをしてください。「□その他」は( )内にその理由も記入してください。
- 7 「変更年月日」欄には、名称・所在地等の変更があった年月日を記入してください。

## 納入書について

納入書については、指定番号に変更のない場合は、変更前の住所(所在地)及び氏名(名称)の納入書をそのまま使用してください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課(本庁舎8階)

電話 特別徴収係(082) 504-2089(直通)

# 普通徴収から特別徴収への切替申請書

受付印

(宛先) 広島市長  
令和 年 月 日提出

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	所属	特別徴収義務者 指定番号
	フリガナ 名称 (氏名) 法人番号		
担当者	氏名	新規の場合は○をつけてください → <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</span>	
電話番号	電話番号		

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
生年月日	年 月 日
住所	住所
受給者番号 ※注意事項6を参照	受給者番号
届出理由	<input type="checkbox"/> 本人希望 <input type="checkbox"/> 入社 <input type="checkbox"/> その他( )
給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」にある通知書番号をご記入ください。不明な場合は空欄にしてください。	通知書番号

特別徴収 開始予定月	切替申請書提出日	開始予定月
	毎月10日まで	翌月以降
	毎月11日以降	翌々月以降
	(例) 7月11日～8月10日に提出	開始月 ⇒ 「9月」を記載
	(例) 8月11日～9月10日に提出	開始月 ⇒ 「10月」を記載

※ 記入前に、必ず「申請に当たっての注意事項」をご確認ください。  
通知書の送付時期(注意事項5)をご確認の上、余裕をもった開始月で提出してください。  
**具体例は裏面をご確認ください。**

左の者について、  
**第 1・2・3・4 期、随時 1・2 月**以降分を  
※普通徴収の納期限が過ぎない該当期に○をつけてください(該当がなければ必要なし)。

月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。

特別徴収  
開始予定月

## 申請に当たっての注意事項

- 1 普通徴収の納期限が過ぎている期別は、特別徴収へ切り替えることができず、納期限が過ぎたものは、本人が納めるように必ずお伝えください。
- 2 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限の直前に提出されると切り替えることができません。
- 3 65歳以上の方の公的年金等の雑所得に係る税額は切り替えることができません。
- 4 月割額について、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。なお、事前に電話連絡等での月割額のお知らせはできません。
- 5 切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。
- 6 受給者番号は社員番号など従業員を特定するための番号です。特別徴収義務者にて決定してください。  
特別徴収税額通知書への記載が不要であれば記入は任意ですが、特別徴収税額通知書(納税義務者用)について電子受取希望の場合、必ずご記入下さい。

## ※広島市記入欄

宛名番号

切替入力(可・不可) 月 日 月以降

納付(有( ) 期)・無( )  
口座(有・無)  
処理不可  
全納 他社T 賦課無  
宛名無 他市 新年度のみ

提出先  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市財政局税務部市民税課特別徴収係(本庁舎8階)

切替申請書の提出日と特別徴収への切替可能期別及び開始月について

切替申請書の提出日	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	
普通徴収から特別徴収に切替可能な期別	第1期		第2期			第3期			第4期	
特別徴収開始月	7月以降	8月以降	9月以降	10月以降	11月以降	12月以降	1月以降	2月以降	3月以降	4月以降
								随時1月	随時2月	

# 特別徴収税額通知受取方法変更申出書

受付印

〒		所在地 (住所)		特別徴収義務者 指定番号											
給与支払者		名称 (氏名)		担当者連絡先		所属									
(宛先) 広島市長		法人番号		氏名		電話									
令和 年 月 日提出															

令和  年度 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)の受取方法を次のとおり変更したいので、申し出ます。

事項	変更前 (旧)	変更後 (新)
eLTAx利用者ID	※変更項目のみ記入してください。	
受取方法 (特別徴収義務者用)	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
受取方法 (納税義務者用)	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
通知先e-Mail		

【注意事項】 ※アルファベットの大文字の1、小文字の0、小文字の0、小文字の0、数字の0、1、記号の、\_、など判別しにくい文字にはフリガナをつけてください。

- 1 給与支払者(特別徴収義務者)が個人の場合は住所及び氏名を、法人の場合は本店の主たる事業所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- 2 年度1回目の決定通知(5月中旬発送予定)の受取方法を変更したい場合は4月10日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 3 各月の変更通知の受取方法を変更したい場合は、各月10日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 4 「電子データ」を選択した場合は、電子署名を付与した特別徴収税額通知データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 5 ※電子データでの受取方法を選択できるのは、給与支払報告書をeLTAx(地方税ポータルシステム)にて提出いただいた特別徴収義務者のみにあります。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市財政局税務部市民税課(本庁舎8階)  
 電話 特別徴収係(082)504-2089(直通)

広島市記入欄





# 申請についての注意事項

1 この申請書は、地方税法第 321 条の 5 の 2 及び第 328 条の 5 に規定する特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けようとする場合に使用します。

2 納期の特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受けている人の数が常時 10 人未満である場合に限りです。

(注)「常時 10 人未満」には、市民税・県民税・森林環境税が非課税の人や、広島市外に居住している人も含みます。また、多忙な時期等に臨時に雇い入れた人があるような場合は、その人数を除きます。

3 納期の特例について承認を受けた場合には、毎月徴収した月割額を次のとおり年 2 回に分けて納入することになります。また、承認を受けた特別徴収義務者については、承認の取消の通知がない限り、その後も引き続いて納期の特例が適用されます。

6 月から 11 月までの徴収分      12 月 10 日までに納入

12 月から翌年 5 月までの徴収分      翌年 6 月 10 日までに納入

ただし、申請日の属する月より前の月は、納期の特例の適用対象とはなりません。

(例) 8 月 4 日に申請される場合、特例の適用対象となる月は 8 月分以降となります。したがって、申請書の「承認を受けようとする税額」欄には 8 月以降の月を記入してください。8 月と記入した場合は次のとおりになります。

6・7 月の徴収分      各月の翌月 10 日までにそれぞれ納入

8 月から 11 月までの徴収分      12 月 10 日までに納入

12 月から翌年 5 月までの徴収分      翌年 6 月 10 日までに納入

4 この特例の承認を受けた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。

5 現に、市税の滞納がある場合や、最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、承認後において、滞納や、納付・納入の遅延が生じた場合、承認を取り消されることがあります。

6 「申請者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記入してください。**なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。**

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市財政局税務部市民税課（本庁舎 8 階）

電話 特別徴収係（082）504-2089（直通）

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 店長  
\_\_\_\_\_ 郵便局長

広島市長  
(公印省略)

## 指定通知書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当市の市民税（特別徴収税額）取扱店に指定したので通知します。

- 1 認可又は承認番号 郵一業第149号
- 2 口座番号 01300-2-960001番
- 3 加入者の名称 広島市会計管理者
- 4 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

きりとり  
特別徴収義務者が市民税・県民税を中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局から納入される場合は、右の指定通知書に利用される店舗名をご記入のうえ、最初に納入される際に当該店舗へ提出してください。



### ① 個人番号及び法人番号の記載について

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」（以下「税額通知書」といいます。）については、eLTAXにより税額通知書を送付する場合を除き、納税義務者の個人番号及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

このため、書面による税額通知書については、納税義務者の「個人番号」及び特別徴収義務者の「個人番号又は法人番号」の欄は未記載（空白）としています。

### ② 個人番号の安全管理措置について

eLTAXにより税額通知書を送付している場合は、納税義務者や特別徴収義務者（個人事業者の方）の個人番号が記載（記録）されています。

このため、当該税額通知書については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が定めるところによる安全管理措置を適切に行っていただく必要があります。

なお、安全管理措置につきましては、国の個人情報保護委員会が具体的な指針（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン）を定めていますので、参照してください。

<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

### ③ 個人番号の利用目的について

税額通知書がeLTAXにより送付されている特別徴収義務者は、次の事項に留意して個人番号を適切に取り扱ってください。

(1) 個人情報取扱事業者（特別徴収義務者）は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に定めるところにより、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつ、それを本人に通知又は公表する必要があります。

また、当該特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできません。

(2) 特別徴収義務者において、個人番号の利用目的を、個人番号関係事務（「給与支払報告書作成事務」、「源泉徴収票作成事務」など）の範囲で特定し、本人に通知又は公表している場合は、税額通知書により通知された従業員等の個人番号を、特定した個人番号関係事務の範囲内で利用することができます。

なお、個人番号の利用目的を特定して本人に通知又は公表するに当たり、個人番号の取得経路を「本人から」に限定している場合（例えば、「本人から取得した個人番号は個人番号関係事務（源泉徴収票作成事務等）に利用する」としている場合など）は、別途、『税額通知書から取得した個人番号も個人番号関係事務（源泉徴収票作成事務等）に利用する』ことについて、あらためて本人に通知又は公表する必要があり、その後、税額通知書により通知された個人番号を当該個人番号関係事務で利用することができます。

## eLTAXをご利用ください！

- ◆ 給与支払報告書・給与所得者異動届出書等がインターネットで提出できます
- ◆ 個人住民税・森林環境税(特別徴収分・退職所得分)の納付がインターネットでできます

詳しくはeLTAXホームページへ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



国税庁からのお知らせ

国税の  
ダイレクト  
納付

こんな方に  
オススメ！

- ◆ e-Taxで申告されている方
  - ◆ 源泉所得税の毎月納付など  
頻繁に納付手続をされている方
- e-Taxによる口座振替が便利です！

詳しくは国税庁のホームページへ

国税庁 ダイレクト納付

検索

## eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書の提出義務基準が 引き下げられました！（令和9年1月提出分から）

前々年に提出すべき源泉徴収票が30枚以上（現行：100枚以上）であった場合は、令和9年1月1日以降、給与支払報告書はeLTAX又は光ディスク等による提出が必要となります。

令和7年  
基準年

令和8年

令和9年  
電子データによる  
提出義務化

令和7年に提出すべき源泉徴収票が  
30枚以上だった場合

令和9年の給与支払報告書はeLTAX又は  
光ディスク等で提出する必要があります

準備のお願い

- ・令和7年（昨年）に提出すべきだった源泉徴収票の枚数を確認してください。
- ・早めにeLTAXの利用登録を開始してください。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所

税務部市民税課（本庁舎8階）  
電話 特別徴収係（082）504-2089（直通）

登録番号

公文書館

広F4 - 2026 - 3